

【記載例】

この届書は、標準報酬月額の変更を行う事由が生じた日からすみやかに提出してください。

事業所番号	〇〇〇〇	給与締切日	20日	給与支払日	翌月25日	
① 被保険者番号	② 被保険者の氏名		③ 生年月日		④ 従前の標準報酬月額	⑤ ※従前の改定月・原因
報酬月額			⑩ 3ヵ月の総計		⑪ 改定年月	⑮ 備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月
⑥ 算定対象月と報酬支払基礎日数	⑦ 通貨によるもの額	⑧ 現物によるもの額	⑨ 合計	⑫ 平均額	⑬ 修正平均額	
⑭ 決定後の標準報酬月額						
①	②	③ 昭和・平成	④ 従前		⑤	⑮ 備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差 ・昇(降)給月 通勤定期券
1	小島 一義	平成〇〇年〇月〇日	200 千円		年 月	
⑥ 前3月日	⑦ 通	⑧ 現	⑨ 合	⑩ 総計	⑪ 改定年月	
4月30日	235,000 円	5,200 円	240,200 円	720,600 円	〇年〇月	
⑥ 前2月日	⑦ 通	⑧ 現	⑨ 合	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額	
5月31日	235,000 円	5,200 円	240,200 円	240,200 円	円	
⑥ 前1月日	⑦ 通	⑧ 現	⑨ 合	⑩ 改定後		
6月30日	235,000 円	5,200 円	240,200 円	240 千円		

（届書の説明）

この届書は、次の1および2のいずれにも該当したときに提出するものです。

- 1. 昇給または降給により固定的賃金（基本給、家族手当、役付手当、勤務地手当、通勤手当など月単位に支給されるもののほか、日給や時間給などの単位をいいます。）に変動があったとき、または賃金体系に変更があったとき。
- 2. 昇（降）給した月または賃金体系に変更のあった月から引き続く3ヵ月間の各月の支払基礎日数が17日以上あり、3ヵ月間に受けた平均報酬月額から導かれた標準報酬月額の等級と従前の標準報酬月額の等級に2等級以上の差が生じたとき。

例 （4月昇給の場合） 4月 5月 6月 7月から変更

（記入の方法）

- 1. ③欄の昭和・平成の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- 2. ④欄の「従前の標準報酬月額」欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
- 3. ⑥欄には、昇（降）給のあった月（前3月目）から引き続く3ヵ月（上記の例の場合は、4月（前3月目）、5月（前2月目）、6月（前1月目）となります。）と、各月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
（注）月給者の場合は、その月の日数（給与計算締切日までの日数）、日給者の場合は、稼働日数
- 4. ⑦欄には、各月に支払われた報酬のうち、通貨で支払われた額を記入します。
（注）報酬とは、賃金、給与、俸給、手当（残業手当、通勤手当なども含まれます。）、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。
ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- 5. ⑧欄には、各月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券（回数券）、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を記入します。
- 6. ⑨欄には、⑦欄+⑧欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- 7. ⑩欄には、⑨欄の3ヵ月の総計を記入します。
- 8. ⑪欄には、この届出により標準報酬月額が改定される年月を記入します。
- 9. ⑫欄には、⑩欄（総計）の額を3で除して得た平均額を記入します。
- 10. ⑮欄の「遡及支払額」には、3ヵ月の間に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことにより数ヵ月分以上の昇給差額や3ヵ月より前の月の分の遅払分が含まれている場合に、その額を記入します。
- 11. ⑮欄の「昇（降）給月」には、昇（降）給が行われた年月を記入します。
- 12. ⑬欄には、次の計算式によって計算した額を記入します。
ただし、⑮欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。
遡及分や遅払分の支払が行われたとき。
（⑩欄の金額-⑮欄の「遡及支払額」）÷3=⑬欄の金額
- 13. ⑭欄の「決定後の標準報酬月額」欄には、⑫欄の金額（⑬欄に記載されている金額があるときは、⑬欄の金額）を、「健康保険料額表」にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
- 14. ⑮欄の備考欄には、次の事項を記入します。
（1）⑧欄に記入したときには、その現物の名称
（2）⑨欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額